

日野町監査委員告示第17号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和6年度に実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和7年3月27日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および 令和7年2月19日（水）午前9時00分～午前10時35分
監 査 場 所 日野町役場 4階 監査委員室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監 査 対 象 機 関 福祉保健課
4. 監 査 対 象 福祉保健課の分掌する事務全般および次の事項について
主たる監査事項 ○生活困窮者に対する町の窓口対応について
(生活保護受給者の状況、相談業務における民生委員との関わりなど)
○地域福祉全般にわたる町と社会福祉協議会との関わりについて
(町と社会福祉協議会との役割分担、委託している業務、日頃の連携など)
5. 監 査 手 続 令和6年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監 査 の 結 果 生活困窮者に対する窓口対応を含めた現状を考察したところ、日野町の生活保護受給者は増加傾向であり、生活保護率は県内平均を上回っていることや受給者に外国人が多いことが特徴であることが窺い知れた。生活保護制度は生活困窮者にとって最後のセーフティネットとしての役割を果たしているものであるため、町と実施主体である東近江健康福祉事務所が、日野町社会福祉協議会、地域の民生委員等の関係組織と連携し、日野町住民の自立の助長をしっかりと支援されたい。特に民生委員は地域の身近な相談相手であり、相互からの情報を共有できるよう日頃から連携を密にされたい。
地域福祉全般についても、町と社会福祉協議会がそれぞれの役割を果たし、地域福祉の向上に努められたい。少子化や核家族化の進行により周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えているなか、顔が見える関係性を大切にした地域共生社会の実現に向け、町の地域共生担当の推進する重層支援の取組がさらに進展されることを期待している。